

8 複合型サービス

基本部分		注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合		注 過少サービスに対する減算	注 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1月につき)	注 特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1日につき)
イ 複合型サービス費 (1月につき)	要介護1 (13, 255 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	—925単位	—30単位
	要介護2 (18, 150 単位)				—925単位	—30単位
	要介護3 (25, 111 単位)				—925単位	—30単位
	要介護4 (28, 347 単位)				—1, 850単位	—60単位
	要介護5 (31, 934 単位)				—2, 914単位	—95単位
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)						
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき 600単位を加算)						
ホ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)						
ヘ 緊急時訪問看護加算 (1月につき 540単位を加算)						
ト 特別管理加算	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)					
	(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)					
チ ターミナルケア加算 (1月につき 2, 000単位を加算)		注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合				
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42/1000)	注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)×90/100)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)×80/100)					
： 事業所開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目						